

令和元年 11 月 29 日

学生の皆様へ

保健管理センター所長

インフルエンザに感染した場合の登校停止期間について

インフルエンザの流行期に入りました。体調管理に十分注意し、予防に努めていただくようお願いいたします。

参考：令和元年度今冬のインフルエンザ総合対策について」（厚生労働省HP）

なお、インフルエンザ等に罹患した場合の登校停止期間について、下記のとおりご対応ください。

（参考）「学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項」

記

【登校停止期間】

インフルエンザ様の症状（38℃以上の発熱及び鼻汁，咽頭痛，咳など）が出たら，他の人への感染防止のため，発症した後5日を経過し，かつ，熱が下がった日（解熱剤を使わなくても体温が37℃以下になった日）の翌日より2日間は登校を自粛して下さい。

なお，医療機関を受診しインフルエンザと診断された場合は，医師の指示にしたがい登校を停止して下さい。

ただし，修学上の配慮を受けるためには，診断書の提出が必要となる場合があります。各学部および教養教育事務室にご相談ください。

- ※ {
- ・インフルエンザへの感染防止のため，手洗い，咳エチケットを励行して下さい。
 - ・日頃から十分な睡眠とバランスのよい食事をとるようこころがけ，抵抗力をつけておいて下さい。
 - ・「令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」（厚生労働省HP）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>